

## 施策評価調書

### 1 施策の概要

(1)	施策名	消費者の利益と安全の確保					
(2)	総合計画の体系	第 7 章	活力あふれにぎわいのあるまちづくり				
		第 3 節	消費生活を支える環境づくり				
		第 10 細節	消費者の利益と安全の確保				
(3)	事業費など (単位:千円)	項目\年度(平成)		26年度決算額	27年度決算見込額	28年度予算額	
		事業費(A)		15,859	27,306	30,268	
		従事職員数		2.70 人	3.60 人	3.60 人	
		所要人件費(B)		21,458	29,756	29,412	
		総事業費(A+B)		37,317	57,062	59,680	
		財源内訳	収入	国庫支出金	0	0	0
				府支出金	0	2,090	3,506
				その他	743	244	737
			市負担	地方債	0	0	0
				その他	0	0	0
一般財源	36,574			54,728	55,437		

### 2 評価の指標(施策に係る成果指標)

指標項目		項目\年度(平成)	26年度実績	27年度実績	28年度計画
指標内容	消費生活相談件数に対する処理解決率	目標値 (単位:%)	100.00	100.00	0.00
		実績値 (単位:%)	98.17	97.04	
目標値の積算方法	消費生活相談のうち、斡旋解決・自主交渉・他機関紹介などで問題解決した割合	達成度(%)	98.2	97.0	
指標内容		目標値 (単位:)	0.00	0.00	
		実績値 (単位:)	0.00	0.00	
目標値の積算方法		達成度(%)	0.0	0.0	

### 3 施策の点検(施策を進めるうえでの課題)

消費者相談に関する施策では、消費生活相談体制の充実を図るため、相談員に対する弁護士の支援体制が必要である。

消費者啓発に関する施策では、コストがかからず、市内で多発している消費者被害の注意喚起等に即時対応できるホームページの活用を行うとともに、高齢者被害の防止対策としては、リーフレットによる啓発が効果的である。また、消費者の知識の向上を図っていただくため、自治会や高齢クラブなどの地域で開催される学習会に、消費生活相談員を派遣するとともに、庁内関連部署や消費者団体との連携を図り、消費者啓発に取り組んでいく必要がある。

4 施策の評価

次年度の 優先 順位	施策を構成する 事務事業名	室課名	事業 番号	市 単 独 事 業 区 分	施 策 へ の 貢 献 度	各視点からの評価 (20 → 4) 高 → 低						今後の 方向性 (実施 計画)
						妥 当 性	有 効 性	効 率 性	公 平 性	持 続 可 能 性	合 計	
1	消費者相談事業	市民総務室	01401	全部	大	20	20	20	20	18	98	継続
2	消費者啓発事業	市民総務室	00123	全部	大	20	16	20	20	18	94	継続
3	計量事業	市民総務室	00241	なし	大	20	20	20	18	16	94	継続
4	消費生活センター事業	市民総務室	00124	全部	中	18	16	18	20	18	90	継続
5											0	
6											0	
7											0	
8											0	
9											0	
10											0	
11											0	
12											0	
13											0	
14											0	
優先順位をつけるに あたっての考え方		各視点からの評価の総合点の高いものから順位づけた。										